

弘前市民文化交流館ホールエレベーター保守点検業務仕様書

1. 業務目的

弘前市民文化交流館ホール専用の荷物用エレベーターを適正に保全し、その機能を維持し、良好な状態を保持するとともに耐久性の確保を図り、安全に運転できる環境を維持管理することを目的とする。

2. 業務内容

保守点検業務は、以下により実施するものとし、対象機器は次のとおりとする。

○弘前市民文化交流館ホール専用荷物用エレベーター（荷物用 HF1000-2S30 型） 1 基

1) 定期点検

定期的に技術員を派遣して昇降機装置全般を点検し、必要に応じて清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を維持するように適切な処理を行うこと。

2) 細密調査

定期的に監督技術員を派遣して機械装置の細部を調査し、予防保全措置をとること。

3) 定期点検、整備の対象事項

別添の作業仕様書のとおりとする。

4) 故障時の対応

不時の故障により連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。

5) 遠隔監視

①監視概要

エレベーターの運転状態を確認するために監視装置を機械室に設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行うこと。但し、電話回線の使用における通信費は、指定管理料に含むものとする。

②監視事項及び直接通話機能

ア 監視事項

- (1) 電源異常
- (2) 起動不能
- (3) 閉じ込め故障
- (4) 運行異常

イ 直接通話機能

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーターかご内とサービスセンターとの間で直接通話できること。

3. 業務体制

1) 監視サービス体制

①監視センター

ア 監視センターは24時間体制とし、常時監視を行うこと。

イ エレベーター異常を受信した場合、技術員を派遣すること。

ウ 技術員は異常発生に備えて24時間待機すること。

②異常受信時の対応

エレベーターの運転状態の異常発報を受信した場合は技術員を速やかに派遣し、適切な処理を行い、出勤の都度報告書を提出すること。

③遠隔監視装置の点検

技術員を派遣し、監視装置の点検を行うこと。

4. 業務実施時期

1) 業務の実施は、365日24時間のリモート監視を実施するものとする。

2) 遠隔・リアルを問わず閉じ込め時の緊急救出対応体制をとるものとする。

3) 建築基準法第12条、労働安全衛生法第41条に定める法定検査が実施される場合は、現場における立会いを行うものとする。

5. 部品の交換及び修繕

不良箇所があり、部品の交換及び修繕の必要がある場合は、その対処方法及び施工日程等について弘前市と協議の上決定するものとする。

弘前市民文化交流館ホールエレベーター保守点検作業仕様書

1 点検、整備の範囲は次のとおりとする。

分類		機器又は装置		備考
機 械 室	受電盤 制御盤	1	受電盤	
		2	スイッチ、リレー、リード線及びその他の作品	
		3	電気配線一式(ただし、電源引込線を除く)	
	制 圧 ユニット	1	パワーユニット (油圧ポンプ、電動機、オイルタンク)	
		2	制御弁 (ソレノイドバルブ、エマージェンシーバルブ、リリーフバルブ、 チェックバルブ含む)	
		3	油温検出スイッチ	
4		油圧ユニットクーラー		
5		油面計		
6		圧力計		
か ご 関 係	1	高圧ゴムホース		
	2	ラインフィルター		
	3	ストップバルブ		
	4	サイレンサー		
	5	ピクトリック継手		
	6	配管支持金具		
	7	油圧配管(埋込部分を除く)		
	8	連絡装置及び部品(ケーブル含む)		
	9	非常バルブ、プザー及び部品(電池含む)		
	10	かごガイドシューまたはローラーガイド		
	11	かご非常止め装置		
	12	かご下シーブ及び軸受		
乗 場 関 係	1	乗場ボタン及び部品		
	2	乗場方表示灯、ゴング及び部品		
	3	乗場位置表示灯及び部品		
	4	乗場戸クローザー及び部品		
	5	乗馬インターロック及び部品		
	6	乗場ハンガー及び部品(戸のシュー含む)		
	7	リタイアリングカム装置及び部品		
昇 降 路 内 装 置	1	シリンダー(埋込部分を除く)		
	2	プランジャー		
	3	リークオイル用パイプ及び部品		
	4	リークオイルタンク		
	5	テールコード		
	6	リミットスイッチ及び部品		
	7	着床スイッチ及び部品		
	8	減速指令スイッチ及び部品		
	9	終端階減速停止スイッチ及び部品		
	10	緩衝器(コイルバ形)及び部品		
	11	ガイドレール給油機及び部品 (プランジャーレールを含む)		
	12	プランジャーシーブ及び軸		
	13	調速機ロープ		
	14	つり合いおもりシーブ交換及び軸		
	15	調速機		

2 点検整備の範囲外のものは次のとおりとする。

(1)	機械室内建物附属設備
(2)	昇降路周壁
(3)	下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替、清掃
ア	昇降かご(ゴムタイル含む)
イ	各階乗場戸
ウ	三方枠
エ	敷居
オ	押釦フェースプレート
カ	インジケーターフェースプレート
キ	操作盤フェースプレート